



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1069	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1070	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	1
1071	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	2
1072	生活保護法による指定医療機関の変更	( " ).....	2
1073	生活保護法による指定介護機関の変更	( " ).....	2
1074	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	3
1075	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	4
1076	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	5
1077	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	6
1078	農用地利用配分計画の認可	( " ).....	6
1079	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	6
1080	和歌山県気象情報システム(仮称)改良業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(河川課).....	7
1081	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9
1082	"	( " ).....	9

### ○ 警察本部告示

9	一般競争入札による落札者の決定	.....	9
---	-----------------	-------	---

### ○ 公告

	入札公告	(河川課).....	10
--	------	------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1069号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
橋柔 21-23	木村恭久	きむら鍼灸整骨院(柔道整復) 橋本市胡麻生435-1 フレッシュ紀見10号	平成 28.7.31
橋は新 5-26	木村恭久	きむら鍼灸整骨院(はり・きゅう) 橋本市胡麻生435-1 フレッシュ紀見10号	平成 28.7.31

### 和歌山県告示第1070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬新 32-28	ヤスイ薬局打田	紀の川市中井阪204-1	平成 28. 9. 1

#### 和歌山県告示第1071号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
橋柔新 2-28	木村恭久	きむら鍼灸整骨院（柔道整復） 橋本市胡麻生693-8	平成 28. 8. 18
橋は新 9-28	木村恭久	きむら鍼灸整骨院（はり・きゅう） 橋本市胡麻生693-8	平成 28. 8. 18

#### 和歌山県告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
田医新 65-26	那須内科消化器科	なす医院	田辺市高雄三丁目13-1	平成 27. 5. 1

#### 和歌山県告示第1073号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
オーヤシマ株式会社	岩出市畑毛306-2	陶彩館ケアサポート	岩出市畑毛306-2	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	指定事業所の名称	陶彩館いきいきらいふサポート	陶彩館ケアサポート	平成27.3.3

## 和歌山県告示第1074号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「L ROSE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真を付して、「メルシー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「イラン」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真を付して、「ICE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真を付して、「ナンシー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「FULL MOON PARTY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真を付して、「このみ」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真を付して、「ハイスピード」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真を付して、「サムソン」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「アリサ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真を付して、「ナイトクラブ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「LOVE RUSH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「KAMA SUTRA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「RUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Cork Hi」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「ICE Ver.2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「Crazy Violet second」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「White Splash second」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「N Phantom Love」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「N Phantom Red」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「N Phantom White」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「刀 BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「刀 WHITE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (25) 次の写真に示すとおり、「Party People Red」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「Party People Blue」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「crystal BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「crystal BLUE 5Pack」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「crystal WHITE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「crystal WHITE 5Pack」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (31) 次の写真を付して、「オーロラ」の名称で販売される製品であって、その内容物がシート状のもの。
- (32) 次の写真を付して、「HANABIRA Shu-Shu」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真を付して、「Banana Shu-Shu」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「NURE Night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「INJECTION」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「GOLDEN TIME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「LA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「Gang III」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「JOKER REVIVAL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「濡」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

平成28年9月23日

## 和歌山県告示第1075号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパーエバグリーン高松店  
和歌山県和歌山市東高松三丁目84番1外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司  
 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司  
 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年4月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,220㎡
- 6 駐車場の収容台数  
 70台
- 7 駐輪場の収容台数  
 52台
- 8 荷さばき施設の面積  
 48㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
 12.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前9時  
 閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
 2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
 平成28年8月18日
- 15 届出等の縦覧場所  
 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
 和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
 縦覧期間 平成28年9月23日から平成29年1月23日まで  
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1076号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	有効期限

和歌山県 第726号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量5.5 りん酸全量1.5	公定規格のと おり	築野食品工業株式会社 伊都郡かつらぎ町大字新 田94番地	平成 31.9.13
---------------	--------	--------	---------------------	--------------	------------------------------------	---------------

**和歌山県告示第1077号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年9月5日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年10月6日まで縦覧に供する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第59号	西牟婁郡すさみ町周参見字大関2553-1外5筆

**和歌山県告示第1078号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年9月9日に認可した。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第50号-1	海草郡紀美野町小畑字森ノ坪29外8筆
平成28年度第50号-2	海草郡紀美野町福田字念樋615-1外1筆
平成28年度第50号-3	海草郡紀美野町福田字澤117-1
平成28年度第51号-1	西牟婁郡白浜町栄字下柳原1780
平成28年度第51号-2	西牟婁郡白浜町富田字藤藪276

**和歌山県告示第1079号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1080号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県気象情報システム（仮称）改良業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

和歌山県気象情報システム（仮称）改良業務

##### (2) 契約期間

契約締結日から平成29年3月28日まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと及び排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に関する入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止を受けている者でないこと。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たしている者であること。

(5) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについても（1）から（4）までの要件を満たす者であること。

(6) 過去10年間に於いて地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(7) 4に掲げる入札説明会に参加した者であること。

(8) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のア、イ、ウ、エ、オ及びスに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年9月23日（金）から同年10月13日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成28年10月5日（水）午後5時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ又は電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 会議室1-B

##### (2) 日時

平成28年10月3日（月）午後2時から

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年10月3日（月）から同月13日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

#### 6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

#### 7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

## 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により平成28年10月17日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

## 9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成28年10月31日（月）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成28年11月1日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

## 和歌山県告示第1081号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3341	紀の川市貴志川町長原字城山560番17の一部、560番26、字大前599番2の一部、600番1の一部、601番の一部、606番3の一部、里道、水路	和歌山市手平四丁目6番70号 国土建設株式会社 代表取締役 瀧敏秀	平成 28. 9. 12	4.00 } 4.20  6.00	30.49   99.95

## 和歌山県告示第1082号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3360	御坊市塩屋町南塩屋字東大人79番7の一部、72番4の一部、72番5、里道	御坊市藤田町吉田381番地5 やまだ 代表者 山田卓也	平成 28. 9. 12	5.00	77.51

## 警察本部告示

## 和歌山県警察本部告示第9号

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年9月23日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成28年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務・NECAP/日興通信コンソーシアム  
(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社関西支店  
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号  
(構成員) 日興通信株式会社和歌山支店  
和歌山県和歌山市出口端ノ丁33番地
- 5 落札金額  
136,984,278円（うち消費税及び地方消費税の額10,146,983円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年6月28日

## 公 告

### 入札公告

和歌山県気象情報システム（仮称）改良業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年9月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度  
平成28年度
  - (2) 業務の名称  
和歌山県気象情報システム（仮称）改良業務 一式
  - (3) 業務の内容  
和歌山県気象情報システム（仮称）改良業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
  - (4) 契約期間  
契約締結日から平成29年3月28日まで
  - (5) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）  
69,806,233円
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
平成28年和歌山県告示第1080号に規定する和歌山県気象情報システム（仮称）改良業務に係る一般競争入札参加資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

(2) 期間

平成28年9月23日（金）から同年10月13日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うほか、当該入札説明会の終了後から平成28年10月5日（水）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 会議室1-B

(2) 日時

平成28年10月3日（月）午後2時から

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 会議室1-B

イ 入札日時

平成28年11月2日（水）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、一般競争入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成28年11月2日（水）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止措置の期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び砂防課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

System improvement / tentative name, Wakayama Prefectural Information System for Weather

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 2 November 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 2 November 2016)

(3) Contact point for the notice :

River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department,  
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3130

FAX 073-433-2147

e-mail e0804001@pref.wakayama.lg.jp